

4月1日より施行 拡充された「改正・信用保証制度」

信用保証制度は、中小企業が金融機関から融資を受ける際に融資金の債務を保証する制度です。

今回、中小企業の資金需要により一層の対応ができるよう、融資額の拡大などの支援措置を盛り込んだ改正が行われ、4月1日より施行されました。

信用保証制度改正

一般に、中小企業は信用力に乏しく、民間金融機関だけで資金繰りを円滑に進めることは困難です。このため、各地の「信用保証協会」が、事業者の民間金融機関からの借り入れに対して保証を行い、返済が滞った際には、その企業に代わって債務の支払いを実施(代位弁済)するものが「信用保証制度」です。

従来の信用保証制度は、次の二つの保証制度を柱としていました。

・一般保証

融資額の80%を保証し、20%を金融機関が負担(責任共有制度)します。ただし、小規模事業者や創業者等に対する保証は100%を保証。

・セーフティネット保証

自然災害時や構造不況業種を対象に、一般保証とは別枠で融資額の原則100%を保証。(それぞれ最大で2億8000万円まで保証可)

信用保証制度は中小企業の資金繰

りを支える重要な制度ですから、企業経営上のさまざまな局面で必要とする資金需要(小口、創業、承継等)や、大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた場合における資金需要等に、迅速に対応できるようにしていくことが重要です。

このため、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業の資金需要にきめ細かく対応し、経営支援を強化することで、経営改善・生産性向上を促進する仕組みを構築することが必要であるという考え方の下、昨年6月、『中小企業信用保険法』の一部見直しが行われました。その改正された「信用保証制度」が、平成30年4月1日から施行されました。そこで、改正された主なポイントをチェックしておきましょう。

中小企業の多様な資金需要に対するきめ細かな対応

中小企業や小規模事業者の経営改善・生産性向上を促進するため、次の措置が講じられました。

(1) 危機関連保証の創設《信用保険法の改正》

大規模な経済危機、災害等の事態に際し、あらかじめ適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして、危機関連保証が創設(従来の保証限度額とは別枠で最大2億8000万円の保証を実施)されました。

(2) 小規模事業者への支援拡充《信用保険法の改正》

小規模事業者の持続的発展を支えるため、特別小口保険の限度額が拡充されました(改正前1250万円↓改正後2000万円)。併せて、小口零細企業保証についても同様の措置が講じられました。

※保証割合は100%保証が維持されます。

《保証を受ける際の留意点》

この制度の対象となる小規模事業者とは、「従業員20人以下(商業、サービス業の場合は5人以下)」の事業者です。

小規模事業者は、本来、資金力に乏しく、小規模ゆえに経営は不安定で、不測のアクシデント

などが発生すると業績の回復はおろか、経営そのものが危うくなります。

こうした事態を踏まえ、今回の改正では、小規模事業者向けの100%保証の限度額が従来の1250万円から2000万円に引き上げられました。

なお、融資申し込みには具体的な事業計画が必要であることは言うまでもありません。

そこで、資金の使途、申込金額、融資を受ける理由、必要時期、返済方法などについてよく検討の上、資金繰り計画表とともに提出する心構えが必要ですが、たとえ申込金額が少額であっても、単に、「どうも資金が不足しそうだ」とか、「保証限度額が改正されたから」といった動機では、審査に通ることが難しくなります。また、初回からいきなり最高額(2000万円)を申し込んで、融資される可能性は少ないでしょう。

(3) 創業関連保証の拡充《産業競争力強化法の改正》

創業チャレンジを促すため、創業関連保証の付保限度額が拡充されました(改正前1000万円↓改正後2000万円)。
※保証割合は100%保証が維持されます。

《保証を受ける際の留意点》

創業融資の審査では、保証や融資を行う金融機関の審査担当者との面接が必要になります。

面接で、事業に自信を持ち過ぎていて、事業経営の難しさや現実があまりよく分かっていない、などの印象を審査担当者に与えてしまうと、受けられる融資も受けられなくなる可能性がありますので注意が必要です。

具体的には、経営者としての適性や資質、事業にかける情熱、堅実な思考など、つまり、審査担当者に与える心証がとても大事な要素になるということです。
金融機関は、書類等がそろっているだけでは融資をしてくれません。最終的には、「この人ならば、堅実な経営をして、きちんと返済の約束も守るだろう」という、経営者本人の印象が決める

手となることを忘れてはいけません。

(4) 特定経営承継関連保証の創設

《経営承継法の改正》

事業承継を一層促進するため、法の認定を受けた中小企業の代表者個人が承継時に必要とする資金(株式取得資金等) 信用保険の対象とされました。

(5) 経営改善・事業再生の促進、再チャレンジ支援等

経営改善・事業再生を促す保証メニューを充実させるとともに、抜本再生の円滑化(求償権放棄条例の整備等)を進め、信用保証協会も経営支援を実施できるように機能強化が図られました。

また、経営者保証ガイドラインの運用開始から一定期間が経過したところ、保証制度における運用を見直すことなどにより、失敗した場合にも再チャレンジしやすく、思い切った設備投資・事業拡大ができる環境が整備されました。

(6) 円滑な撤退支援

経営者が撤退を判断する場合にまず必要となる資金(買掛金決済、原状復帰費用等のつなぎ資金)の調達に円滑に行えるよう、新たな保証メニューが創設されました。

(7) 信用保証協会における出資ファンドの対象拡大等 《信用保証協会法の改正》

信用保証協会が地方創生に一層の貢献ができるよう、地域の資金需要に応えるための保証メニューの拡充(引き続き検討中)に加え、再生ファンド以外のファンドに対しても出資ができるようにされました。

信用保証協会と金融機関が連携した支援

(1) 信用保証協会と金融機関の連携 《保証協会法の改正》

信用保証への過度な依存が進んでしまうと、金融機関にとつては、事業性評価融資やその後の期中管理・経営支援への動機

が失われるおそれがあり、一方、中小企業にとっても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲が失われるといった弊害も指摘がされており、こうした弊害を抑制しつつ、中小企業の経営改善や生産性向上を一層進めていくための仕組みを構築することが必要です。

こうした考えの下で、信用保証協会と金融機関との連携を法律上に位置づけ、中小企業それぞれの実態に応じて、プロパー融資と信用保証付き融資を適切に組み合わせ、信用保証協会と金融機関が柔軟にリスク分担を行っていきけるよう、信用保証協会と金融機関との間で更なる連携を図られます。

また、実効性を担保するため、信用保証協会向けの監督指針にもリスク分担について明記し、各信用保証協会・各金融機関の「プロパー融資(解説参照)」の状況等について情報開示を行うとともに、一般の改正趣旨が現場レベルで浸透しているかという視点からのモニタリングが行わ

れます。

「プロパー融資」とは

通常、企業が金融機関から融資を受ける際には、「信用保証協会」の保証付きで融資を受けることが多いのですが、この融資が「信用保証付融資」です。これに対して、「信用保証協会」の保証を付けずに、直接銀行から融資を受けることを「プロパー融資」と言います。

(2) 信用保証協会における経営支援

《保証協会法の改正》

中小企業に対する経営支援業務を信用保証協会の業務として法律上に明記し、信用保証協会の経営支援の取り組みを着実に進めます。

また、仮にメインバンクが十分な融資を行えない場合には、信用保証協会が他の金融機関を紹介するといった取り組みや、中小企業支援機関に資金繰りの相談がなされた場合には速やかに信用保証協会等につなぐといった取り組みなど、信用保証協会と中小企業支援機関の連携による相談体制の強化を行います。

(3) セーフティーネット保証5号の保証割合の引き下げ

中小企業の経営改善や事業転換等を一層促していくことにつながるよう、不況業種を対象とした「セーフティーネット保証5号」の保証割合を100%から80%に変更する(「別枠」はそのまま)としました。

なお、この保証割合の変更は、平成30年4月1日以降に保証申し込みの受け付けがされた融資に対して適用されます。施行日以前に受付がされた融資の保証割合は、引き続き100%です。

信用保証制度を活用する場合の心構え

金融業界に検査マニュアルが浸透してきた結果、金融機関では、貸し倒れリスクを回避するため、信用保証付き融資への依存が進んでいることが指摘されています。

信用保証制度が中小企業の資金繰りを支える心強い味方であるには違いありませんが、過度な依存は金融機関、借り手企業ともに問題が発生

しやすくなります。

近年の金融機関は、顧客企業から融資申し込みがされれば、まず、保証付きで対応できないかを検討することが多いようです。また、はなはだしい場合は、自分の金融機関内では突っ込んだ検討や審査などを行わず、保証協会に案件を丸投げするといった事態も起きています。

一方、借り手企業側も、「信用保証付きで融資を受ければ保証料は必要になるが、プロパー融資を受けるときのように、金融機関とわずらわしい交渉をしなくてよい」と安易な考え方に陥ってしまい、真剣な経営改善と努力をする気概が失われてしまつては本末転倒です。

これまでの説明でお分かりのよう、「信用保証制度」が拡充・拡大されました。

ただ、保証付き融資を受けやすくなったと言っても、借り入れたお金は返済できることが絶対条件です。十分に経営計画や返済計画を設計し、万全を期した上で活用したいものです。